2021年〇月〇日

〇〇株式会社御中

該当品宣言書

平素お世話になっております。

下記貨物は該当品となりますが、**輸出貿易管理令第４条第１項第四号（少額特例 N1）を適用することが可能となります。**

輸出通関の際、税関に適切に申告頂きますようお願い申し上げます。

－記－

・INVOICE NO：SＨ123456789

・品名：BBB SYSTEM UNIT

・型番･品番：FB123456789

・契約金額：￥780,0000

・該当項番：輸出令別表第一 9項(7)

・少額特例が可能な金額：■１００万円以下　/　□５万円以下

・**特例適用省令：輸出貿易管理令第４条第１項第四号（少額特例）**

・特例可否：　■使用可能　/　□使用不可

＜連絡先＞

ABC株式会社

物流管理部 輸出管理課

担当：山田　太郎

電話：03-1234-5678

E-MAIL：○○○○＠co.jp